

令和3年1月8日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の  
徹底等について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。  
ます。

この度の緊急事態宣言の発令を受けて、本市としましては、発令期間中においても、子どもの健やかな学びを保障していくことから、学校の休校は実施せず、下記の感染症対策の徹底を図りながら、通常の教育活動を実施することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いただくとともに、感染拡大防止の徹底にご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 学校での感染症対策

(1) 児童生徒の健康状態の把握について

- ア 検温・健康観察を徹底する。
- イ 児童生徒本人や同居家族に発熱等のかぜ症状がみられる場合等は出席停止にするなど、休むことを徹底する。
- ウ 登校後に体調を崩した場合は、可能な限り早期に帰宅させる。

(2) 教職員の健康状態の把握について

- ア 検温・健康観察を徹底する。
- イ 教職員本人や同居家族に発熱等のかぜ症状がみられる場合等は特別休暇を承認するなど、休むことを徹底する。

- (3) 学習活動におけるマスク着用の徹底等について
- ア 学習活動を行う際は、原則マスクを着用する。
  - イ 着用にあたっては、正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆った状態）させる。
  - ウ 合唱等、特に配慮を要する教科の実施にあたっては、感染対策の徹底を図る。
- (4) 換気の徹底について
- ア 可能な限り常時換気を徹底する。
  - イ 教室等の室温低下による健康被害が児童生徒に生じないように、服装について柔軟に対応する。
- (5) 給食指導について
- ア 準備時の石鹸による手洗い、マスクの着用を徹底する。
  - イ 対面にならないように指導を徹底する。
  - ウ 可能な限り会話を控えるよう指導する。
- (6) 部活動について
- ア 食事をする際などは、給食時と同様の感染症対策を徹底する。
  - イ 当面の間、原則として校内での活動に限る。ただし、上位大会の予選等については、この限りではない。

## 2 家庭での感染症対策のご協力をお願い

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。
- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。登校についての判断に迷う場合は、学校にご相談ください。
- (3) 朝、登校前に児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- (4) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、体調管理に努めてください。
- (5) 帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。
- (6) 学校では換気により、教室等の気温が低くなることが考えられます。学校でも指導しますが、衣服で調整するなど、体調管理についてご家庭でもご指導ください。
- (7) 発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。
- (8) 緊急事態宣言発令の状況に鑑み、児童生徒の不要不急の外出の自粛や、児童生徒のみの会食を控えるよう、ご協力をお願いします。